

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【3】」

2. 日時：令和2年11月17日 14時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、
安田主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他23名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○湧水サンプポンプの配置設計の考え方について説明すること。

○湧水量の解析条件に関して、マンメイドロックの透水係数の設定の考え方等について説明すること。

○地盤安定性評価に関して、建屋剛性の設定方法について具体的に説明すること、また、建屋重量を割り増して設定することによって評価結果にどのような影響があるのか説明すること。

○地震時における緊急時対策棟への接近性について説明すること。

○緊急時対策所（緊急時対策棟内）と代替緊急時対策所に係る被ばく評価の結果の差異について説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料2 緊急時対策棟設置工事に係る説明事項リスト

以上